

---

**埼玉県行政書士会東入間支部 (2023年8月 富士見市無料相談会)**

1 件のメッセージ

**山本悠基** <info@yamamoto-office.biz>

2023年8月14日 10:13

To: higashi\_iruma\_gyousei@googlegroups.com

支部広報担当の山本です。

平素より無料相談会事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

8月30日(水)にみずほ台コミュニティセンターにて開催いたします  
富士見市無料相談会に伴い、相談員を募集いたします。

これまでと同様、相談者は事前予約制、  
相談員も午前午後の2班交代制となります。

詳細は添付PDFファイルをご覧ください、下記URLからご応募ください。

相談員募集 (8/26(土)まで)

<https://forms.gle/DeUuGPqixBcqJgpp6>

本相談会に関するお問い合わせ先

企画業務部長 青木 環

TEL : 090-7224-1203

メール : [t.aoki@tamaki-office.jp](mailto:t.aoki@tamaki-office.jp)

以上、よろしくお願いいたします。

--

特定行政書士 情報処理安全確保支援士 やまもと経営法務事務所 山本 悠基

E-mail [info@yamamoto-office.biz](mailto:info@yamamoto-office.biz) TEL 080-4178-2113

<http://www.yamamoto-office.biz/>

**富士見市無料相談会(R5年8月30日)相談員募集のご案内.pdf**

200K

令和5年8月14日

埼玉県行政書士会東入間支部  
支部会員 各位

埼玉県行政書士会東入間支部  
支部長 加藤 康弘  
(公印省略)

### 令和5年度 第3回 富士見市無料相談会開催のご案内と相談員募集について

支部会員の皆様には、平素より無料相談会事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。今年度の無料相談会につきましても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら開催して参りますので、引き続き、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

さて、8月30日(水)に富士見市無料相談会の開催が予定されておりますが、その開催にあたり、①実施要領、②従来(コロナ禍前)からの変更点、③相談員の募集要項をご案内いたします。

併せて、相談員を募集いたしますので、相談員としてご協力いただける方は、下記をご一読の上、以下のURLからご応募いただきますようお願いいたします(応募期限は8月26日(土)までとさせていただきます)。

URL <https://forms.gle/DeUuGPqixBcqJggp6>

#### 記

1 令和5年度 第3回富士見市無料相談会実施要領  
別紙のとおり。

2 従来(コロナ禍前)の富士見市相談会との変更点

(1) 事前予約制の採用(予約受付先:支部長事務所)

相談は、原則として事前予約制となっております。

ただし、当日の駆け込み相談もお断りせずに対応してください。

(2) 相談員の体制

相談員の体制は、①午前(10:00~13:00)、②午後(13:00~16:00)の2班に分けて、相談員を配備することを基本とします。

※9時20分頃から設営開始、16時頃から片付けとなります。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用等にご協力をお願いします。そのため、支部では相談員に昼食のご用意はいたしません。昼食手当として1,000円を支給いたします。

### 3 相談員募集要項

#### (1) 募集人数

10～12名程度（①午前組、②午後組につき各5～6名程度）

(※上記に加え、新規会員の見学・同席参加なども大歓迎です。)

#### (2) 相談員の選定方針とお願い

ア 参加応募が多数ある場合、相談会運営委員会にて参加者を選定します。相談日の数日前までに、参加のご応募をいただいた先生方全員に応募の選定結果（出欠の可否）等をメールにてお知らせする予定です。

イ 相談の事前予約数、内容に合わせて、参加応募者の中から相談員を選定させていただきます。そのため、ご希望通りに参加できないこともありますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。可能な限り、年間を通じて公平に参加できるよう調整を図りたいと考えております。

ウ 新規会員の先生が参加をご希望される場合は、新規会員の先生が相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場としてご活用いただくために、優先的に相談員として参加できるように配慮したいと考えております。新規会員の先生におかれましては、積極的にご応募ください。

#### 【本相談会に関するお問い合わせ先】

企画業務部長 青木 環

TEL 090-7224-1203

メール t.aoki@tamaki-office.jp

(別紙)

## 令和5年度 第3回 富士見市無料相談会実施要領

### 1. 日時

令和5年8月30日(水) 午前10時00分～午後16時00分

①午前(10:00～13:00) 担当の相談員 9時20分集合

②午後(13:00～16:00) 担当の相談員 16時40分解散

※9時20分頃から設営開始、16時頃から片付けをする予定です。

### 2. 会場

みずほ台コミュニティセンター 集会室

〒354-0018

富士見市西みずほ台1丁目19番地2

電話：049-254-2221

みずほ台駅西口から徒歩約3分

※利用可能な駐車場が少ないため、電車・徒歩・自転車などでお越しください。

### 3. 相談員

東入間支部所属行政書士

### 4. 相談員の昼食、食事手当について

支部では昼食をご用意いたしません。昼食手当として1,000円を支給いたします。

午後担当の相談員の方は、昼食を採ってからお越しください。

### 5. 相談員の組み合わせ・体制について

当支部主催の無料相談会は、支部会員が相談業務における実践経験を積むための貴重な場となっております。そのため、1組の相談に対して登録年数の浅い会員とベテラン会員の2人1組で対応するように配慮しております(※専門性の高い分野の場合は、相談員を増員することもあります)。新規会員の先生におかれましては、相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場として積極的にご参加ください。

なお、1組の相談時間は、概ね1時間以内を目途としておりますが、相談者が十分に納得されることを目標といたします。

### 6. 相談員の遵守事項

①服装は、クールビズ対応を可としますが、相談員として適当な服装を心掛けてください。

②各自、行政書士会会員証を入れたネームホルダーを準備していただき、相談者に対して相談員の身分を確認できるようにしてください(※ネームホルダーは百円シヨ

ップ等で購入できます)。

- ③相談員は、当然のことながら、行政書士法、会則、規則及び法令を順守し、相談内容等知り得た相談者の秘密は他に漏らさないでください。**(守秘義務厳守)**
- ④営業活動・仕事の誘因行為と目されるような行為は行わないでください。  
ただし、相談者より所望されたときは、名刺をお渡しして構いません。
- ⑤仕事の依頼を受けた場合、当日の会場では受任せず、個々の行政書士との間で委任契約を締結することになる旨丁寧に説明していただき、日を改めて各自の事務所等において個々に委任契約を締結してください。
- ⑥行政書士の報酬相場を尋ねられたときは、標準報酬がないゆえに個々の行政書士の算定に拠る旨説明してください。
- ⑦他士業務に係る相談については、相談内容によって関係する範囲で最小限の説明にとどめ、詳細は他士業等にご相談されるよう勧めてください。  
例：相続税について……基礎控除の範囲や特例等について説明することは構いませんが、相続税の中身に踏み込まないように気を付けてください（具体的な相続税額等については、税理士・税務署等にご相談されるよう勧めてください）。
- ⑧相談に当たっては、行政書士としての品位を保持し、丁寧且つ的確な対応をしてください。もし、分からないことや判断の難しい相談があった場合には、他の相談員の応援を求める等して適切に対応してください。